

E i w a N e w s

18年度税制改正（交際費・役員報酬等）

平成18年3月
(No. 008)

昨年末に公表された税制改正案が、去る2月3日に国会に提出され、決議を経て4月から施行される予定です。

今回は、税制改正の中でも特に注目されている交際費と役員報酬について具体的にご説明します。

[1]交際費

今回の改正で最も注目すべき事項の一つとして、交際費等に関する改正があります。

現行の交際費等につきましては、ご存知の通り、法人税法上損金の額に算入されません。中小企業（資本金1億円以下の法人）は、一定の金額について損金算入が認められますが、一般に損金算入されない経費として知られています。

今回の改正により、一人当たりの飲食費が5,000円以下であれば、損金の額に算入されることになります。

今まででは、一人3,000円までなら会議費、居酒屋などにおける飲食代は交際費、などとあいまいな基準による処理が見受けられましたが、今後はその必要がなくなります。

ただし、一人5,000円以下の飲食であっても、役員、従業員またはこれらの親族に対する接待費（いわゆる社内交際費）、飲食以外の手土産などの贈答品は、今まで通り交際費等として損金の額に算入されません。また、例えば、一人7,000円の飲食の場合に、5,000円分だけを損金算入することもできません。

適用時期は平成18年4月1日以後に開始する事業年度（最も早いのは3月決算の法人）となります。

この改正は一人当たりの金額が基準となりますので、「いつ」「どこで」「誰と」「何人で」飲食をしたかを記録しておく必要があります。社内のルールを見直すことも重要になります。

[2]役員報酬等

役員報酬等に関する改正には、同族会社等の役員報酬一部損金不算入制度と、非同族会社の業績連動型役員報酬損金算入制度があります。

今回は、同族会社の役員報酬一部損金算入制度についてご説明します。

この改正は、一定の同族会社について、主宰する役員（基本的には社長になると考えられます。）の役員報酬に対する給与所得控除額相当額を損金の額に算入しないという内容です。

一定の同族会社とは、事業年度終了時点において、

①社長とその同族関係者が発行済株総数の 90%以上を有し、

かつ、

②社長とその同族関係者が常務に従事する役員の過半数を占める、会社をいいます。

具体的には、社長の報酬が 2,000 万円であれば 270 万円（給与所得控除額）、3,000 万円であれば 320 万円、5,000 万円であれば 420 万円が損金の額に算入されないことになります。

ただし、特例として、次のいずれかの事業年度に該当する場合にはこの制度が適用されません。

①直前 3 期の一定の法人所得（法人所得と社長の報酬の合計額）の平均額が年 800 万円以下の事業年度

②直前 3 期の一定の法人所得の平均額が年 800 万円超 3,000 万円以下、かつ、その平均額に占める社長の報酬が平均額の 50%以下の事業年度

②の場合、平均額が 1,500 万円であれば、社長の報酬が 750 万円以下、平均額が 2,000 万円であれば、社長の報酬が 1,000 万円以下の事業年度となります。

適用時期は平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（最も早いのは 3 月決算の法人）となります。

【 制度廃止に関するお知らせ 】

IT 投資促進税制が平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止になりますので、パソコン・ソフトウェア等の購入をお考えの会社につきましては、3 月 31 日までに導入できるよう手配されることをお勧めします。

また、不動産登記にかかる登録免許税の特例（税率を本則の 1/2 に軽減）は、土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記を除き、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止されます。

なお、不動産取得税の税率についても、住宅以外の家屋の取得に限り、特例措置（本則 4%→3%）が廃止され、平成 18 年 4 月 1 日より 3.5%（平成 20 年 4 月 1 日からは 4%）になりますのでご注意ください。

税制改正につきまして疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひいたします。